



## 《会計・税務の知識》 雇用促進税制について

### はじめに

平成28年度税制改正大綱が昨年12月に発表され、雇用促進税制の見直しが行われました。見直しの結果、平成28年4月1日以降に開始する事業年度における雇用促進税制は、一部の都市（東京、大阪など）では利用できなくなります。

一方で、今までは雇用促進税制と所得拡大税制との併用はできませんでしたが、雇用促進税制が使える地域では併用が可能になり、都市部を除く地方での雇用状況の改善を後押しする内容に見直されました。

### 1. 雇用促進税制の概要

雇用促進税制は、その名の通り雇用を促進する目的で設けられた特例税制です。一定の条件を満たすと、雇用者増加1人につき40万円の法人税（個人の場合は所得税）の税額控除を受けることができる税制です。

※法人税額の10%（中小企業者等は20%）が上限。

### 2. 雇用促進税制の制度利用ポイント

雇用促進税制の適用を受ける為の手順は、適用年度開始後2か月以内に「雇用促進計画」を作成し、ハローワークに提出します。そして適用年度終了後にハローワークに達成状況の確認をし、確認を受けた「雇用促進計画」の写しを確定申告書に添付して申告すると税額控除を受けることができます。

雇用者の増加が見込める場合、もしくは雇用者を増やしていく予定の場合は、適用年度開始後2か月以内に必ず「雇用促進計画」を提出するようにしましょう。

ハローワークの確認を受けるには、下記の適用条件をすべて満たす必要があります。

#### 【適用条件】

- ① 青色申告書を提出していること。
- ② 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと。
- ③ 適用年度に雇用者の数を5人以上（中小企業等の場合は2人以上）かつ10%以上増加させていること。

- ④ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること。
- ⑤ 風俗営業等を営む事業主でないこと。

雇用促進税制の達成状況は下記の通りとなります。

平成27年4月-8月		
	計画受付	達成受付
東京	4,820	1,050
神奈川	1,098	166
愛知	1,993	387
大阪	2,365	426
全国	20,888	4,166

参照：厚生労働省 HP

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html)

### 3. 雇用促進税制の変更点

平成28年4月1日以後に開始する事業年度で適用を受ける場合、下記の2点が従来の適用要件に追加されました。

- ① 有効求人倍率が全国平均の2/3以下の地域（平成28年4月1日現在の同意雇用開発促進地域）に限る。
- ② 雇用者はフルタイム、無期雇用（以下、正社員という）に限る。

これまで、この税制を活用する上で有効求人倍率は関係なく、一定の条件を満たせば適用を受けることが可能でしたが、有効求人倍率が高い都市部では要件を満たしてもこの税制は使えなくなります。

また、これまで雇用者は雇用保険の被保険者（週に20時間以上、1ヶ月以上雇用）とされていましたが、正社員だけに限定されました。アルバイトやパートでの雇用ではこの税制の適用はできなくなります。

### おわりに

紙面の都合上、雇用促進について詳細にご紹介できませんが、ご興味のある方は、お気軽にお問合せ下さい。

（担当：中村）